

## 記載事項変更届出書に係る必要書類一覧

### ○設置者及び養成施設の名称、住所等の変更に係る届出

添付書類	内容
1 指定保育士養成施設記載事項変更届出書	○届出書を提出すること。※押印不要 ○住所及び所在地は、都道府県名から記載すること。
2 設置者の氏名及び住所、養成施設の名称及び位置の変更が確認できる書類	○例えば、設置者が個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿謄本 等

#### ※書類作成上での注意事項

- ・書類の順番は、上記に示した添付書類の順番にすること。
- ・電子データにて提出すること。なお、住所票及び法人登記簿本等については、紙媒体にて1部を提出すること。(指定都市・中核市に位置する指定保育士養成施設については2部)

### ○建物に関する事項の変更に係る届出

添付書類	内容
1 指定保育士養成施設記載事項変更届出書	○届出書を提出すること。※押印不要 ○住所及び所在地は、都道府県名から記載すること。
2 変更前の校舎の各室の用途及び面積、建物の配置図及び平面図	○様式1を参照すること。 (変更のないものについても全て記載すること。ただし、今回変更があったものについては黄色マーカーを付けること。また、配置図、平面図については、変更箇所のみ提出すること。)
3 変更後の校舎の各室の用途及び面積、建物の配置図及び平面図	同上
4 設備の概要(備品一覧)	○様式2を参照すること。 (提出時と変更ない場合には、様式2の備考欄1段目に変更ない旨、記入すること。)

#### ※書類作成上での注意事項

- ・書類の順番は、上記に示した添付書類の順番にすること。
- ・電子データにて提出すること。